

MANABI 外語学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学院は、日本の大学等高等教育機関に入学を希望する外国人および日本での就職を希望する外国人に対して、日本語教育、高等教育を受けるために必要な基礎科目および社会生活に必要なマナーやルールの教育を行う。加えて日本の社会と文化に対する正しい知識を伝達し、国際交流の掛け橋となりうる人材を養成することを目的とする。ただし告示基準に適合以降に適用する。

(名称)

第2条 本学院は、MANABI 外語学院 東京校という。

(位置)

第3条 本学院は、東京都墨田区両国 2 丁目 1 0 番 5 (TOC 両国ビル内) に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本学院は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・報告を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学院のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。ただし告示基準に適合以降に適用する。

第一部・第二部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数
第一部	日本語総合 2 年コース	2 年	140 名	7 クラス
	日本語総合 1 年 9 か月コース	1 年 9 か月	80 名	4 クラス
	日本語総合 1 年 6 か月コース	1 年 6 か月	100 名	5 クラス
	日本語総合 1 年 3 か月コース	1 年 3 か月	40 名	2 クラス
	小 計		360 名	18 クラス
第二部	日本語総合 2 年コース	2 年	140 名	7 クラス
	日本語総合 1 年 9 か月コース	1 年 9 か月	80 名	4 クラス
	日本語総合 1 年 6 か月コース	1 年 6 か月	100 名	5 クラス
	日本語総合 1 年 3 か月コース	1 年 3 か月	40 名	2 クラス
	小 計		360 名	18 クラス
計		720 名	36 クラス	

(始期・終期等)

第6条 本学院の各コースは、4月、7月、10月及び1月に始まり、3月に終わる。

- 2 前項の期間を分けて、次の学期とする。
 - (1) 4月期： 4月1日から 6月30日まで
 - (2) 7月期： 7月1日から 9月30日まで
 - (3) 10月期：10月1日から12月31日まで
 - (4) 1月期： 1月1日から 3月31日まで

(休校日)

第7条 本学院の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 各学期末の終始期における休業日
 - (5) 夏期休校（原則として8月初旬～8月中旬）
 - (6) 開校記念日（6月18日）
- 2 上記のうち、(4)各学期の終始期における休校日、および(5)夏季休校を長期休暇として定める。
- 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学院の各コース別の教育課程及び授業時間数は、次のとおりとする。ただし、ここ
にいう授業時間の1単位時間は、50分とする。ただし告示基準に適合以降に適用する。

- (1) 日本語総合1年3か月コース：1年3か月にわたり 950時間(47.5週)とする。
 - (2) 日本語総合1年6か月コース：1年6か月にわたり 1140時間(57週)とする。
 - (3) 日本語総合1年9か月コース：1年9か月にわたり 1330時間(66.5週)とする。
 - (4) 日本語総合2年コース：2年にわたり 1520時間(76週)とする。
- 2 授業科目および授業内容は別に定めるコースカリキュラムのとおりとする。

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度を総合して決定し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第11条 本学院に次の職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 30名以上（うち専任12名以上）
 - (4) 生活指導担当者 2名以上
 - (5) 事務職員 6名以上（うち専任4名以上）
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本学院への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育、又はそれに準ずる課程を修了している者。
- (2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。
- (3) 入学後の生活ができる資金を用意している者、又は入国後の経費を生徒本人に代わり支弁できる経費支弁者を有する者。

(入学時期)

第13条 本学院への入学は、年4回とし、その時期は、4月、7月、10月及び1月とする。

(入学手続)

第14条 本学院への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学院に入学しようとする者は、本学院が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記入し、第20条に定める検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学院に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金、授業料、施設費及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第15条 生徒が疾病その他正当な事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、医師の診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記載した退学願いを届け出て、校長の許可をえなければならない。

2 退学したものは、退学の日より 2 週間以内に日本国から出国しなければならない。

(修了・卒業の認定)

第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学院の所定の課程を修了した者に対して卒業を認定し卒業証書を授与する。

(褒賞)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条 生徒が、この学則その他本学院が定めた諸規則を守らず、生徒の本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種類とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学院の生徒納付金は、次のとおりとする。ただし告示基準に適合以降に適用する。

(1) 入学検定料 ¥22,000 (税込)

(2) 入学金 ¥55,000 (税込)

(3) 授業料および施設費 (税込)

	授業料	施設費
日本語総合1年3か月コース	¥945,000	¥40,000
日本語総合1年6か月コース	¥1,134,000	¥48,000
日本語総合1年9か月コース	¥1,323,000	¥56,000
日本語総合2年コース	¥1,512,000	¥64,000

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料および施設費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料および施設費を免除することがある。

3 本学院の特待生等、特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料および施設費の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料または施設費を滞納し、その後においても納入の見込みがない場合、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

第6章 雑則

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に関する事項は、別に定める。

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年一回実施する。

(細則)

第25条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和6年4月1日より施行する。